

浦添市下水道施設維持管理・更新一体マネジメント事業

実施方針（案）

令和8年10月26日時点

令和8年10月

浦添市上下水道部工務課

実施方針（案）公表の目的

浦添市では、中部流域下水道関連浦添市公共下水道那覇処理区及び伊佐浜処理区における管路施設・ポンプ場を対象として、下水道事業の一部について、包括的民間委託の発展形である管理・更新一体マネジメント方式のうち「更新支援型」を採用した、「（仮称）浦添市下水道施設維持管理・更新一体マネジメント事業」（以下「本事業」という。）の実施を予定している。本事業は、当該業務委託に係る事業者の募集及び選定、事業実施契約、災害時維持修繕協定その他本事業の実施に必要な契約又は協定に基づき実施する一連の業務、工事及び関連手続を含むものをいう。本書は、本事業に係る実施方針（案）を示すものである。

実施方針（案）の公表は、本事業の目的、対象範囲、スケジュール等を明確にするとともに、事業者及び市民に対する透明性を確保することにより、本事業の信頼性を高め、円滑な事業推進に資することを目的とする。また、事業者が事業内容や求められる役割を十分に理解した上で提案準備を行うことを可能とし、多くの事業者の参画を促すことで、競争性の確保及び提案内容の質の向上が図られることを期待するものである。

なお、本実施方針（案）については、今後、官民対話等の機会を通じて、より現実的かつ効果的な内容へと見直しを行うことを想定している。このため、別途公表する要求水準書と併せて、幅広い意見をいただきたいと考えている。

目 次

第1章 事業に関する事項	1
1.1 事業内容に関する事項	1
1.1.1 事業名称	1
1.1.2 公共施設等の管理者の名称	1
1.1.3 浦添市下水道事業の概要及び特徴	1
1.1.4 本事業の背景・目的	1
1.1.5 基本方針	2
1.1.6 事業方式	2
1.1.7 対象処理区及び施設	3
1.1.8 本事業の対象業務	3
1.1.9 委託方式	5
1.1.10 業務期間	5
1.1.11 業務実施体制	6
1.2 契約及び支払い等に関する事項	7
1.2.1 本事業に関する契約及び協定	7
1.2.2 支払方法	8
1.2.3 事業の費用負担	9
1.2.4 契約金額の見直し	10
1.2.5 プロフィットシェア	10
第2章 事業者の募集及び選定に関する事項	11
2.1 事業者の選定方法	11
2.1.1 手続の種類	11
2.1.2 公募プロポーザルの方法	11
2.2 事業者の募集及び選定手順	12
2.3 委員会の設置	13
2.4 提出書類の概要	13
2.4.1 応募資格審査書類の内容	13
2.4.2 技術提案書等の内容	14
2.4.3 技術提案書等の作成及び留意点	14
2.4.4 技術提案書等の評価	15
2.4.5 応募の費用負担	16

2. 4. 6 提出書類の取扱い.....	16
2. 5 応募者の参加資格.....	16
2. 5. 1 応募者の構成.....	16
2. 5. 2 応募者を構成する企業に共通の参加資格要件.....	17
2. 5. 3 統括管理企業に係る参加資格.....	19
2. 5. 4 清掃及び調査企業に係る参加資格.....	20
2. 5. 5 水路の維持管理企業に係る参加資格.....	21
2. 5. 6 管路施設の維持補修企業に係る参加資格.....	22
2. 5. 7 ポンプ場の維持管理企業に係る参加資格.....	22
2. 5. 8 ポンプ場の電気保守管理企業に係る参加資格.....	23
2. 5. 9 コンサルタント企業に係る参加資格.....	23
2. 5. 10 参加資格確認基準日.....	24
2. 6 参加資格が無いと認めた者に対する理由の説明.....	24
第3章 契約の締結等に関する事項.....	25
3. 1 契約に関する留意事項.....	25
3. 1. 1 契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置.....	25
3. 1. 2 契約に要する費用.....	25
3. 1. 3 契約保証金.....	25
3. 2 想定されるリスクの責任分担.....	25
3. 2. 1 不可抗力.....	25
3. 2. 2 事業開始に伴う対象施設等の確認及び使用.....	26
3. 2. 3 契約終了時の対象施設等の確認.....	26
3. 2. 4 法令等変更.....	26
3. 2. 5 条例等変更.....	27
3. 2. 6 賃金水準又は物価の変動.....	27
3. 2. 7 国補助金制度の変更等.....	27
3. 2. 8 第三者損害.....	27
3. 2. 9 本市が遂行する業務に起因する事象.....	27
第4章 事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	28
4. 1 本事業の前提条件.....	28
4. 1. 1 本市が実施する業務への協力.....	28
4. 2 対象事業におけるサービスの水準.....	28
4. 3 実施状況のモニタリング.....	28
4. 4 要求水準違反時の措置.....	28

4. 5 保険	28
第 5 章 対象施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	30
5. 1 対象施設の概要	30
第 6 章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	31
6. 1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置	31
6. 1. 1 事業者事由解除	31
6. 1. 2 本市事由解除又は終了	31
6. 1. 3 不可抗力解除又は終了	32
6. 1. 4 法令等変更解除	32
第 7 章 その他本事業の実施に関し必要な事項	33
7. 1 本事業に関連する事項	33
7. 1. 1 県内・市内業者の活用	33
7. 1. 2 本事業等の実施に関して使用する言語及び通貨	33
7. 1. 3 本事業に係る情報提供	33
7. 1. 4 予算措置	33
7. 1. 5 応募者が 1 社のみであった場合の取扱い	33
7. 1. 6 公募プロポーザルの中止等	33
7. 2 実施方針（案）に関する質問の受付等	34
7. 2. 1 質問・意見の受付	34
7. 2. 2 質問・意見の回答	34

第1章 事業に関する事項

1.1 事業内容に関する事項

1.1.1 事業名称

(仮称) 浦添市下水道施設維持管理・更新一体マネジメント事業

1.1.2 公共施設等の管理者の名称

浦添市上下水道事業管理者 松本 哲治

1.1.3 浦添市下水道事業の概要及び特徴

浦添市（以下「本市」という。）は、沖縄本島の中南西海岸沿いにあつて、東シナ海に臨み、南側は那覇市、北側は宜野湾市、東側は西原町に接する面積がおよそ 1,927ha の都市である。市域は東西 5km、南北 4km でやや正方形をなしており、地形は起伏が激しく、本市の東側で沖縄本島を縦断するようにはしる丘陵が波のように横たわり、字仲間を高峰にして北側に急激に、南西側にゆるやかに傾斜している。

市街地は、本市の約 15% を占める西部海岸台地に位置する軍用地に沿った牧港、城間、屋富祖を中核として、いわゆる“基地の門前街”として発展し、さらに県都那覇市に隣接し、社会的、経済的に那覇市と表裏一体をなしていることから、近年、各種の工場や商社の営業所が進出し、また都市のベッドタウンとしての諸条件にも恵まれアパートや住宅の建設でかつての農地は減少している。

本市の公共下水道事業は、公共用水域の水質保全と生活環境の向上を目的として昭和 46 年 3 月に沖縄県知事の認可を受け、昭和 47 年 10 月に第 1 次供用開始以降、処理場を有しない流域関連公共下水道として下水道整備を進めてきた。その後の事業計画変更を経て、現在の事業計画面積は 1,823.0ha となっている。

また、令和 6 年度末現在の整備済み面積は 1,616.7ha であり、既定全体計画区域に対する整備率は約 75%、既定事業計画区域に対する整備率は約 89% である。管路延長 298km（汚水 259km、雨水 39km）、中継ポンプ場 6 箇所を有している。令和 5 年度末現在の汚水処理人口普及率は、98.1%（沖縄県下水道等整備構想令和 5 年 3 月から）となっている。

1.1.4 本事業の背景・目的

本市の下水道事業においては、下水道普及は概ね完了している一方で、これまで整備された膨大な下水道施設について、適切な維持管理の継続及び老朽化対策を計画的かつ早期に実施していくことが課題となっている。さらに、今後見込まれる施設の維持管理や更新に要する事業費の増大、それらを担う本市の職員体制の弱体化も顕在化しており、持続可能な事業運営が求められている。

こうした課題への対応策の一つとして、官民連携手法の活用が挙げられる。本市では現在、管路施設やポンプ施設等を対象として、維持管理業務を個別に一部民間委託を実施している。さらに、将来的に一層深刻化が見込まれる財政的制約、施設の老朽化及び人材不足に対応するため、令和7年度から下水道事業の効率的な事業運営を図るべく水の官民連携（ウォーターPPP）の導入に向けた検討を進めてきた。

本事業は、これらの本市下水道事業を取り巻く諸問題を踏まえ、官と民が互いの強みを活かし、相互に補完し合うことにより、本市における対象施設の維持管理及び更新を効率的かつ効果的に実施し、公共サービスの持続可能な維持及び向上を図ることを目的とする。発注単位の包括化、発注期間の長期・複数年化、業務成果に着目した性能規定の導入等を通じ、従来の公共事業手法と比較して、同等の成果をより効率的に達成するだけでなく、さらなる品質及び成果の向上が期待される。

1.1.5 基本方針

本事業を適切に実施するため、本市が本事業の事業者に対して遵守を求める基本方針を以下に示す。

- (1) 事業者は、長期にわたる本事業における公共サービスの安定性及び信頼性を確保する。
- (2) 事業者は、性能発注の考え方にに基づき、自らの責任と判断において、本市が定める要求水準を満たすための具体的な実施内容を定め、適切に下水道施設の維持管理を行うものとする。また、事業期間を通じて、新たな技術やノウハウの活用等により、サービスレベルの向上及び効率化を図る。
- (3) 事業者は、施設の定期的な点検及び診断並びに更新に係る計画を策定することにより、安全性の確保及び施設の長寿命化を図るとともに、本市が発注する更新工事が効率的・効果的なものとなるよう支援を行う。
- (4) 事業者は、安全で安心な社会インフラを維持するために、防災・減災に努めるとともに、災害又は事故が発生した場合には、迅速かつ的確に対応できる体制を構築し、これを維持する。
- (5) 事業者は、地元企業との連携を図り、地域資源の活用、人材の雇用及び地域住民等との協働による地域貢献等を通じて、地域経済の成長及び地域社会の持続的発展に貢献する。

1.1.6 事業方式

本事業の事業方式は、内閣府のPPP/PFI推進アクションプラン（令和5年改定版）（令和5年6月2日民間資金等活用事業推進会議決定）において新たに位置付けられた管理・更新一体マネジメント方式（水の官民連携 レベル3.5）更新支援型とする。

1.1.7 対象処理区及び施設

本事業の対象処理区及び施設は以下に掲げるものとし、立地等は、第5章（対象施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項）に示す。

(1) 対象処理区

中部流域下水道関連浦添市公共下水道 那覇処理区及び伊佐浜処理区

表 1-1 那覇処理区、伊佐浜処理区の概要

処理区	全体計画 (R27)		現況	
	処理面積 (ha)	処理人口 (人)	処理面積 (ha)	処理人口 (人)
那覇処理区	1,058.9	46,100	936.4	47,700
伊佐浜処理区	1,003.7	65,100	886.6	63,300

(2) 対象施設

対象施設は、対象処理区内のポンプ場、マンホールポンプ場、管路施設（汚水）、管路施設（雨水・その他水路）、マンホール、桧、取付管とする。

また、本事業期間中に施設の新設、増設、改築又は更新等が発生した場合には、本市と事業者との協議の上、契約変更により対象施設の増減を行うことがある。

1.1.8 本事業の対象業務

事業者は、本事業に関する契約書類及び要求水準書、並びに公募に際して本市が公表する書類に従い、表 1-2 に掲げる本事業の対象業務を実施する。各業務の内容及び要求水準の詳細については、別途公表する要求水準書に示す。

原則として、事業者は、本件各業務に係る業務を第三者に委託し又は請け負わせること（以下「再委託等」という。）を行わないものとする。ただし、業務の一部については、本市の承諾を得た場合に限り、再委託等を行うことができるものとする。

なお、再委託先（協力先、協力企業その他名称のいかんを問わず、本事業の実施に当たり事業者を補助する者を含む。）を活用する場合であっても、本事業に係る契約上の責任は事業者が負うものとする。

再委託等に当たり、事業者が遵守すべき条件及び手続については、要求水準書に示す。

表 1-2 本事業の対象業務

大分類	中分類	要求
統括管理業務	統括管理工	第4章 4.2
	データ管理支援工	第4章 4.3
	セルフモニタリング工	第4章 4.4
下水道施設の 清掃及び調査 業務	清掃業務 (清掃工、伏せ越し施設清掃工、つまり対応工、土砂浚渫工、し渣 回収工、廃棄物運搬及び処分工(土砂・汚泥))	第5章 5.1
	点検・調査業務 (巡視工、マンホールの目視調査工、腐食環境下法定点検調査工、 スクリーニング調査工、TVカメラ調査工、大口径管TVカメラ調査 工、潜行目視調査工、不明水調査工)	第5章 5.2
	緊急時・住民対応業務 (住民対応等補助工、緊急対応工)	第5章 5.3
水路の 維持管理業務	除草業務 (除草及び伐採工、廃棄物運搬及び処分工(樹木)、防草対策工)	第6章 6.1
	清掃業務 (スクリーン清掃工)	第6章 6.2
管路施設の 維持補修業務	補修業務 (修繕工、取替工(ます及び管渠等))	第7章 7.2
	ます設置業務 (ます設置工)	第7章 7.3
	緊急時・住民対応業務 (住民対応等補助工、緊急対応工)	第7章 7.4
ポンプ場 保守点検業務	中継ポンプ場の維持管理業務 (保守点検工、ユーティリティ(燃料等)調達工、小規模修繕工、 小規模改築工)	第8章 8.2
	マンホールポンプ場の維持管理業務 (保守点検工、小規模修繕工、小規模改築工)	第8章 8.3
	電気保守管理業務(電気保守管理工)	第8章 8.4

大分類	中分類	要求
更新に係る業務	ポンプ場設備更新計画案作成工 (施設情報の収集整理、点検・調査計画策定、修繕・改築計画策定)	第9章 9.1
	管路施設ストックマネジメント計画策定工 (ストックマネジメント実施方針策定支援工、ストックマネジメント計画策定支援工)	第9章 9.2
災害対応業務	被災状況把握等	第10章 10.1
	二次災害防止等緊急措置・対応	第10章 10.2

※ 表中の「要求」とは、要求水準書において規定する要求事項を指す。

1.1.9 委託方式

本事業は、原則として性能発注とする。この場合、本事業に関する契約書類及び要求水準書で定められた範囲内において、事業者が自らの裁量により、人員、時期、機器、方法などを決定することができる。

1.1.10 業務期間

(1) 本事業期間

本事業における期間の定めについては次のとおりとする。

ア 業務準備期間 事業実施契約締結日から令和10年3月31日まで

イ 業務履行期間 令和10年4月1日から令和20年3月31日まで（10年間）

ウ 業務引継期間 令和20年1月1日から令和20年3月31日まで（3か月間）

(2) 本事業期間の延長

不可抗力事象の発生又は本市の計画変更等、本件契約に定める事由が生じた場合には、本市及び事業者は、本事業期間の延長を申し出ることができる。この場合において、本市及び事業者が協議の上、規定の範囲内で合意した期間について、本事業期間を延長することができる（以下、かかる期間延長を「合意延長」という。）。

なお、合意延長の実施回数は1回に限るものではないが、延長を行う場合であっても延長期間の合計は2年を超えることができないものとする。詳細については、事業実施契約書に示す。

(3) 業務準備期間における業務の引継ぎ

事業者は、本市との間で本件契約を締結した後、本件各業務の実施に必要な引継書を譲り受け、業務開始に向けた準備行為として、自らの責任及び費用負担により現地調査等を実施することができるほか、本件各業務を円滑に開始するための協議を本市と行うものとする。事業者は、履行開始日までに本件各業務の引継ぎを完了させなければならない。

(4) 本事業期間終了時の取扱い

本事業期間の満了に伴い本事業等が終了する場合における主な取扱いは、次のとおりとする。

ア 業務の引継ぎ

本事業期間の終了に際して行う、本市又は本市の指定する者への業務の引継ぎは、原則として本事業期間内に実施するものとする。事業者は、自らの責任及び費用負担により、本事業等が円滑に引き継がれるよう引継書の作成その他必要かつ適切な引継ぎを行わなければならない。本事業期間終了後に予定される次期事業の検討及び準備を円滑に行うため、本事業期間終了の概ね1年前から、事業者は、本市に対し、事業情報の提供その他必要な協力を行うものとする。

イ 施設、設備等並びにデータ類の取扱い

本事業期間の終了に伴い、本事業に関連して使用される施設、設備、機器等及び本事業等の遂行により作成又は蓄積された各種データ類の取扱いについては、本件契約に定めるところによる。

事業者は、本市又は本市の指定する者が本事業等を継続的かつ円滑に実施できるよう、施設、設備、機器等を適切な状態に維持するとともに、運転記録、点検・保守履歴、修繕・改築履歴、台帳その他本事業等に関するデータ類を、本市が指定するファイル形式により提供し、並びに必要な情報の提供その他必要な協力を行うものとする。

ウ 契約関係及び金銭の精算

本事業期間の終了時における本件契約関係の整理並びに本事業に係る金銭の精算については、本件契約に定めるところによる。

事業者は、本事業期間の終了に伴う精算手続が円滑に行われるよう、本市に対し、必要な資料の提出その他必要な協力を行わなければならない。

エ 秘密情報等の取扱い

本事業期間の終了後においても、事業者は、本事業等に関連して知り得た秘密情報、個人情報その他契約により守秘義務が課される情報について、本件契約に定めるところにより、適切に管理し、及び取り扱わなければならない。

1.1.1.1 業務実施体制

(1) 業務実施体制

事業者は、本件契約締結後速やかに、本事業を適切に実施するために必要な業務実施体制を構築し、履行期間を通じてこれを維持するものとする。

業務実施体制の具体的な内容は、性能発注の趣旨を踏まえ、事業者自らの責任と判断により定めるものとする。

事業者は、履行期間を通じて、所定の業務に必要な人員、専門技術者その他必要な資

源を適切に配置又は確保するものとする。

事故、故障、苦情、住民対応その他の緊急事象に係る対応体制については、次項に定めるところによる。

本市は、事業の円滑かつ確実な履行を確保する観点から、必要に応じて、事業者に対し業務実施体制の見直しを求めることがある。

(2) 緊急時等の対応体制

本市は、本事業の対象となる施設に関する住民からの要望、事故、故障、苦情その他の通報の受付窓口を担うものとする。

事業者は、本市その他関係者から連絡又は要請を受けた場合に、当該内容に応じて、現場状況の確認、住民対応、事故対応、応急措置その他必要な対応を適切かつ迅速に実施できる体制を、24 時間 365 日確保するものとする。

特に緊急を要する場合、事業者は、本市からの要請を受けてから原則として 1 時間以内に対象場所に到着し、現場状況の確認及び必要な初動対応を行える人員、連絡系統、連絡手段及び出動体制を確保するものとする。

下水道施設の清掃及び調査業務、管路施設の維持補修業務を実施する企業は、緊急連絡担当者を 2 名以上定め、常時連絡可能な携帯電話その他の連絡手段及び連絡先を本市に提出するものとする。ポンプ場の保守点検業務を実施する企業は、24 時間連絡可能な電話及び電子メールを受信できる機器その他必要な連絡手段を確保するものとする。

また、ポンプ場の保守点検業務を実施する企業は、台風、大雨、その他緊急事態発生時においては、点検日時以外であっても、巡回又は待機し、施設保全に万全の体制を確立しておくものとする。

緊急時における本市、事業者の連絡経路、役割分担、出動要請、情報共有及び報告方法は、事業者が作成し、本市に提出する緊急時連絡体制表に定めるものとする。

なお、緊急時の体制及び対応方法に関しては、夜間又は休日（浦添市の休日を定める条例（平成 3 年 10 月 16 日条例第 14 号）第 1 条第 1 項に規定する休日をいう。）、開庁時間外（開庁時間は、休日を除く、午前 8 時 30 分～午後 4 時をいう。）においても同様とする。

1.2 契約及び支払い等に関する事項

1.2.1 本事業に関する契約及び協定

本事業は、次の各項に掲げる契約及び協定を締結することにより実施する。なお、本事業において事業者は複数の企業による共同企業体（乙型共同企業体）を構成するものとし、共同企業体協定書において、構成員ごとの役割分担及び担当業務を明確に定めるものとする。

(1) 事業実施契約

本市と事業者との間で、本事業の円滑かつ適正な実施に必要な事項を定めた事業実施契約を締結する。なお、当該契約書は、事業者募集の公告に示すものとする。

(2) 災害時維持修繕協定

本市と事業者との間で、事業実施契約の定めるところにより、災害時維持修繕協定を締結する。当該災害時維持修繕協定は、次に掲げる業務を対象とする。

ア 被災状況把握等

イ 二次災害防止等緊急措置・対応

なお、当該災害時維持修繕協定書は、事業者募集の公告に示す要求水準書に掲載する。

1.2.2 支払方法

本事業については、次の各項に掲げる方法により支払いを行う。

(1) 統括管理業務

統括管理業務の支払について、事業者は当該業務に係る年間契約額を履行年度の月数で等分した額の支払いを毎月請求することができる。

(2) 下水道施設の清掃及び調査業務

下水道施設の清掃及び調査業務の支払について、事業者はあらかじめ設定した年間上限額の範囲内で出来高に応じて履行年度の最終月の完了検査合格後に支払いを請求することができる。また、当該業務は毎年度3回を超えない範囲で部分払を請求することができる。部分払は、完了検査合格後、請求時の出来高に応じて支払うものとする。

(3) 水路の維持管理業務

水路の維持管理業務の支払について、事業者はあらかじめ設定した年間上限額の範囲内で出来高に応じて履行年度の最終月の完了検査合格後に支払いを請求することができる。また、当該業務は毎年度3回を超えない範囲で部分払を請求することができる。部分払は、完了検査合格後、請求時の出来高に応じて支払うものとする。

(4) 管路施設の維持補修業務

管路施設の維持補修業務の支払について、事業者はあらかじめ設定した年間上限額の範囲内で出来高に応じて履行年度の最終月の完了検査合格後に支払いを請求することができる。また、当該業務は毎年度3回を超えない範囲で部分払を請求することができる。部分払は、完了検査合格後、請求時の出来高に応じて支払うものとする。

(5) ポンプ場保守点検業務（ユーティリティ（燃料等）調達工、小規模修繕工及び小規模改築工を除く）

ポンプ場保守点検業務のうち、ユーティリティ（燃料等）調達工、小規模修繕工及び小規模改築工を除く業務の支払について、当該業務に係る年間契約額を履行年度の月数で等分した額の支払いを毎月請求することができる。

- (6) ポンプ場保守点検業務のうちユーティリティ（燃料等）調達工
ポンプ場保守点検業務のうち、ユーティリティ（燃料等）調達工の支払について、事業者はあらかじめ設定した年間上限額の範囲内で当該業務が発生する毎に支払いを請求することができる。
- (7) ポンプ場保守点検業務のうち小規模修繕工及び小規模改築工
ポンプ場保守点検業務のうち、小規模修繕工及び小規模改築工の支払について、事業者はあらかじめ設定した年間上限額の範囲内で出来高に応じて完了検査合格後に支払いを請求することができる。
- (8) 更新に係る業務のうちポンプ場設備更新計画案作成工
更新に係る業務のうちポンプ場設備更新計画案作成工の支払について、事業者は当該業務に係る年間契約額を毎年度末に請求することができる。
- (9) 更新に係る業務のうち管路施設ストックマネジメント計画策定工
更新に係る業務のうち管路施設ストックマネジメント計画策定工の支払について、事業者は当該業務に係る年間契約額の支払いを完了検査合格後、請求することができる。なお、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、契約書記載の履行期限を保証期限とする同条第 5 項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、業務委託料の 10 分の 3 以内の前払金の支払を本市に請求することができる。詳細は事業実施契約書に示す。
- (10) 災害対応業務
本市と事業者の間で災害時維持修繕協定を締結するものとし、当該協定に基づき実施される災害対応業務に要する費用については、本市が負担する。
- (11) 留意事項
各年度の支払限度額は、事業実施契約書に定めるものとする。

1.2.3 事業の費用負担

- 事業者は、次の各項に掲げる事項（本件契約に別途定める場合を除く。）を遵守するほか、本事業等の実施に要する全ての費用を負担するものとする。
- (1) 本件契約締結及び事業者が行う業務の履行に係る検査等に伴う必要な費用は、本事業の要求水準書に明記のないものであっても原則として事業者の負担とする。
- (2) 業務期間中の業務の事務所（仮事務所を含む。）の設置及び運営に係る一切の費用は事業者が負担すること。
- (3) 業務期間中の消耗品等の調達に係る一切の費用は事業者が負担すること。
- (4) 法令等又は条例若しくは本市の計画変更により、新たな設備投資が必要となる場合には、当該設備投資に係る費用は、本市が負担するものとする。
- (5) 本事業等の実施に関連して、本事業の範囲外で実施する業務（以下「関連業務」とい

う。)に係る費用については、当該関連業務の実施を要請した者が負担するものとする。

なお、関連業務には、次に掲げる業務が含まれるものとする。

- ア 本市の要請に基づき実施する調査、検討、資料作成その他の追加的業務
- イ 本事業の目的達成に直接必要とはならないが、本市の行政運営上必要となる支援業務
- ウ 上記に準ずる業務であって、本件契約に基づき、本事業の範囲外として整理される業務

1.2.4 契約金額の見直し

本市及び事業者は、本事業の実施条件が当初の想定と著しく異なった場合には、契約金額の見直しを行うことができるものとする。契約金額の見直しは、本市又は事業者の申出により、原則として年1回行うことができるものとし、その取扱いは次の各項に掲げるとおりとする。

- (1) 業務期間中に著しく賃金又は物価が変動した場合等においては事業実施契約書に定める条項に基づき契約金額の変更を請求することができる。
- (2) 法令等、条例又は本市の計画の変更により要求水準に影響が生じ、業務の実施に係る費用が増減する場合は、本市及び事業者は、契約金額の見直しを行うものとする。また、税制の変更により業務の実施に係る費用が増減する場合も、同様とする。
- (3) 前各項に定めるもののほか、本件契約締結時点で予見が困難な事業環境の変化により契約金額の見直しの必要が生じた場合は、本市及び事業者は、必要に応じて契約金額の見直しについて協議を行うものとする。当該協議が整わない場合には、契約金額の見直しの必要性について、有識者の意見を聴取した上で、本市がその取扱いを決定することができる。

1.2.5 プロフィットシェア

本事業は、履行期間中における業務の効率化及びライフサイクルコストの縮減に関する提案を促進するため、事業者の新たな提案によるライフサイクルコスト縮減分などの超過利益を本市と事業者間で適切に配分することで、双方に財政的メリットをもたらすプロフィットシェアの仕組みを導入する。

プロフィットシェアの基本的な発動条件は以下のとおりとし、条件に合致しない場合（例えば、外的要因によるコスト縮減分や効率的な業務遂行によって生じた費用縮減分）は、性能発注の考え方に基づき事業者に帰属する。具体的な分配比率などは、本件契約に関する事業実施契約書に定める。

- (1) 事業者が、要求水準を低下させることなく、本件契約締結時に定めた計画や手法と比較して、より効果的で効率的な手法等を提案すること。
- (2) 本市がその提案を受け入れ、要求水準が変更され、それに伴い減額が行われること。

第2章 事業者の募集及び選定に関する事項

2.1 事業者の選定方法

2.1.1 手続の種類

本事業は、要求水準書で定めた内容を履行する能力を必要とするため、事業者選定手続は技術提案書の提出を求め、応募者の技術力、専門的知識、創意工夫等（以下「技術等」という。）及び提案価格を総合的に評価する。

優先交渉権者の選定は、競争性のある随意契約である公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により行い、最も評価点の高い者を優先交渉権者、次に評価点の高い者を次点者とする。なお、優先交渉権者との協議が整わない場合その他契約を締結することができない場合は、次点交渉権者と本件契約締結に向けた協議を行うことがある。

2.1.2 公募プロポーザルの方法

本プロポーザルは、参加資格審査及び提案審査の二段階で実施する。

第一次審査では、応募者から参加申請書、共同企業体協定書その他必要な書類の提出を受け、本市が参加資格要件を確認する。参加資格を有しないと認められた応募者は、第二次審査に参加することができない。

第二次審査では、参加資格を有すると認められた応募者から提案書、業務実施方針・フロー・工程計画その他必要な書類の提出を受ける。事業者選定委員会は、優先交渉権者選定基準に基づき、業務実績、配置予定技術者、業務実施体制、提案価格、提案内容等を総合的に審査する。

本市は、事業者選定委員会による審査及び評価の結果を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

優先交渉権者選定基準の詳細は、募集要項の公表時に示す。

2.2 事業者の募集及び選定手順

事業者の募集及び選定は、次の手順及び日程を予定している。

なお、具体的な日程は公告時に示す。

実施事項	日程
マーケットサウンディング（実施方針（素案）、要求水準書（素案）の公表）及び見積もり依頼	令和8年10月下旬から 令和8年11月下旬まで
実施方針及び要求水準書（案）の公表	令和8年1月上旬
質問回答・意見招請（書面）	令和9年1月下旬から 令和9年2月下旬まで
公募	令和9年7月上旬
参加資格申請受付	令和9年7月上旬から 令和9年8月中旬まで
質問回答・意見招請（書面）	令和9年7月中旬から 令和9年8月中旬まで
資格審査	令和9年8月
参加者への確認通知	令和9年9月上旬
競争的対話（要求水準書・事業実施契約書）	令和9年9月下旬から 令和9年10月上旬まで
提案書の受付	令和9年9月上旬から 令和9年10月下旬まで
提案書の審査	令和9年11月
ヒアリング（プレゼン）	令和9年12月上旬
選定	令和9年12月中旬
優先交渉権者の決定・通知	令和9年12月中旬
事業実施契約の締結	令和9年12月下旬
客観的評価の公表	令和10年1月上旬
引継ぎ	令和10年1月上旬から 令和10年3月31日まで
契約協議	令和10年1月上旬から 令和10年3月中旬まで
事業契約締結	令和10年3月下旬
要求水準書確定版公表	令和10年3月下旬
事業開始	令和10年4月1日から

2.3 委員会の設置

本市は、事業者の選定に際して外部有識者及び行政職員から構成される事業者選定委員会を設置する。

委員会は、応募者提案の審査を行い、委員会の結果に基づき優先交渉権者を決定する。

委員会の委員は、以下のとおりである。ここで、事業者選定委員会の委員への問合せや働きかけは禁止とし、提案評価の公平性を損なう行為をした者は失格とする。

選定委員	所属及び役職	氏名	備考
委員長	琉球大学 名誉教授	堤 純一郎	外部有識者
委員	日本公認会計士協会沖縄会 公認会計士	前島 修	外部有識者
委員	浦添市企画部 部長	宮城 直哉	行政職員
委員	浦添市財務部 部長	島袋 才明	行政職員
委員	浦添市上下水道部 部長	仲地 裕二	行政職員

2.4 提出書類の概要

2.4.1 応募資格審査書類の内容

本プロポーザルの応募者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」と総称する。）を期限までに提出し、本プロポーザルに参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）の審査を受けなければならない。

- (1) 参加申請書
- (2) 会社概要
- (3) 本市の競争入札参加資格認定通知書の写し
- (4) 共同企業体協定書
- (5) 委任状
- (6) 企業の実績

参加資格又は評価項目に係る業務又は工事について記載すること。実績についてTECRISに登録が無い場合、業務契約書の写し及び仕様書等を添付。

構成員以外の協力企業等が当該再委託等を担うことを予定している場合は、本様式を参考に当該協力企業等から関心表明書を受領し、その写しを添付すること。この場合において、当該協力企業等に所属する技術者を、本事業の履行に必要な技術者として配置することを妨げない。

- (7) 業務実施及び技術者配置体制

一部再委託及び学識経験者等の技術協力を受け実施する場合は、協力先とその理由を記載する。なお、再委託の詳細に関しては1.1.8（本事業の対象業務）を参照とする。

(8) 配置予定技術者の経歴

実績について TECRIS に登録が無い場合業務契約書の写し及び仕様書等を添付すること。また、資格を証明する書類（資格者証の写し等）及び参加申込者又は共同企業体構成員との間に 3 か月以上の直接的な雇用関係にあることを確認できる公的書類（健康保険資格確認書、標準報酬決定通知書その他雇用関係を確認できる書類）の写しを添付すること。

配置予定技術者が下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）第 15 条各号の規定に該当する場合は、資格を証明する書類（資格者証の写し等）を提出するとともに、同条各号の規定に該当するものであることが明確に判断できる業務経験を記載し、実務経験証明書を添付すること。

2.4.2 技術提案書等の内容

提案者は、提案書の受付期間内に、次に掲げる書類（以下「技術提案書等」という。）を提出しなければならない。

- (1) 業務委託料・工事請負代金内訳書
- (2) 技術提案書（業務実施方針）
- (3) 技術提案書（特定テーマ）
- (4) 業務実施体制及び役割分担表

2.4.3 技術提案書等の作成及び留意点

(1) 技術提案書等

応募者は、次の書類を技術提案書に添付し、本市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。なお、書類の提出先（持参又は郵送）は上下水道部工務課とする。

(2) 技術提案書（業務実施方針）

- ア 業務の実施方針、業務実施フローチャート及び工程計画等について記載すること。
- イ 参考資料を添付する場合は、技術提案書を補完する図表、写真又は文献の抜粋に限るものとし、A 4 版（図表については A 3 版まで）で明確に判読できるものとする。提出枚数は、様式を含めて片面 3 枚以内とする（以下、(3) 及び (4) において同じ。）。

(3) 技術提案書（特定テーマ）

- ア 特定テーマは、課題又は留意点及びこれらに対する対応方法若しくは具体的手法（工夫）に関する技術提案内容を指定様式に記載すること。
- イ 特定テーマの提案数は、テーマごとにそれぞれ 3 件までとする。
- ウ 1 つの提案において複数の提案内容が記載されている場合で、効果が認められない提案が含まれているときは、当該提案について加算の対象としない。

(4) 業務実施体制及び役割分担表

- ア 実施業務体制は、各業務に対する実施体制の提案内容を指定様式に記載すること。
- イ 業務従事者及び専門技術者等の人数、配置その他の業務実施体制について、業務ごとに組織図等を用いて明示すること。なお、業務を複数の企業で分担して実施する場合は、各構成員が分担する業務の範囲を明確にした上で実施体制を記載すること。
- ウ 構成員以外の企業に業務の一部を再委託等する場合は、再委託先の名称及び再委託業務の内容を記載すること。
- エ 配置予定技術者以外に、業務に関連し有益と認められる有資格者等（下水道管路管理総合技士、下水道管路管理主任技士等の専門技術者をいう。）を配置する場合は、その旨を記載するとともに、保有資格を証明する書類（資格者証の写し等）及び直接的な雇用関係を証明する資料を添付すること。

(5) 技術提案書等の提出

- ア 技術提案書等の提出部数は、原本 5 部及び CD-R 1 枚（書類一式（添付書類を含む。）のデータ（Word 形式。写し等の添付書類は PDF 形式）を格納したもの）とする。
- イ 技術提案書等の提出期間は、令和 9 年（2027 年）9 月〇日から令和 9 年（2027 年）10 月〇日までとする。
- ウ 技術提案書等の提出先（郵送先）は、上下水道部工務課とする。
- エ 提出された技術提案書等について、ヒアリングを実施することがある。その際は、別途通知する。

2.4.4 技術提案書等の評価

技術提案書等の評価においては、次に掲げる事項を主な内容とした提案書の提出を求めることを予定している。

(1) 技術提案書（業務実施方針）

- ア 実施方針：本業務に対する深い理解、JV としての技術力・ノウハウの融合による相乗効果、及び全体最適化の視点。
- イ 安全・品質管理：構成員間の統一した安全基準の策定、及び要求水準を確実に達成するための品質管理体制と人材育成の取り組み。
- ウ リスク・情報管理：データ管理の徹底とセキュリティ対策、及び緊急時や事故発生時の迅速な初動対応・未然防止体制。

(2) 技術提案書（特定テーマ）

- ア 地域貢献：市内・県内企業の活用・育成、県内における業務実績、地域行事への参加など、地域社会への貢献を通じた信頼構築策。
- イ 創意工夫：本業務の課題解決に向けた、JV 各社の知見を結集した独自の技術的提

案、コスト縮減や効率化に向けた工夫。

(3) 業務実施体制及び役割分担表（様式第9号）

- ア JV 構成及び運営体制：各構成員の役割分担、意思決定プロセス、及び円滑な業務遂行のための調整会議等の運営方法。
- イ 業務実施体制：配置予定技術者の資格・経歴、本件業務における分担、及び各社から派遣される専門技術者の配置計画。
- ウ 協力体制：協力企業等の活用を予定している場合の選定理由及び連携方針。

2.4.5 応募の費用負担

応募に係る費用は、全て応募者の負担とする。

2.4.6 提出書類の取扱い

(1) 著作権

本プロポーザル参加者から提出された技術提案書等の著作権は、応募者に帰属する。

(2) 提案書類の返却

ア 提出書類

全ての提出書類は返却しない。

イ 提出内容の取扱

提出された技術提案書等は、本プロポーザル参加者を評価する目的以外には使用しない。ただし、[浦添市情報公開条例（平成11年9月28日条例第16号）](#)に基づき、開示請求があったときは、当該企業等の権利や競争の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。

2.5 応募者の参加資格

2.5.1 応募者の構成

応募者の構成等は、以下に示すとおりとする。また、一部業務の再委託については、本市の承諾を得た場合に限り認めるものとする。ただし、本件契約の履行の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

なお、本実施方針に定める参加資格要件、実績要件及び配置予定技術者に係る要件は、共同企業体を構成する構成員を対象として確認するものとし、構成員以外の協力企業等の実績、資格又は技術者をもってこれらの要件を充足することはできない。

本事業における再委託等の取扱い及び再委託先活用時の条件については、1.1.8（本事業の対象業務）に定めるものとする。

- (1) 本プロポーザルの参加者は、次に掲げる構成員から構成される共同企業体とする。

なお、1 者が複数の業務を兼ねて実施すること又は業務範囲を明確にした上で業務を複数の者で分担して実施することは差し支えない。

- ア 統括管理業務を実施する者（以下「統括管理企業」という。）
 - イ 下水道施設の清掃及び調査業務を実施する者（以下「清掃及び調査企業」という。）
 - ウ 水路の維持管理業務を実施する者（以下「水路の維持管理企業」という。）
 - エ 管路施設の維持補修業務を実施する者（以下「管路施設の維持補修企業」という。）
 - オ ポンプ場保守点検業務のうち中継ポンプ場の維持管理業務及びマンホールポンプ場の維持管理業務を実施する者（以下「ポンプ場の維持管理企業」という。）
 - カ ポンプ場保守点検業務のうち電気保守管理業務を実施する者（以下「ポンプ場の電気保守管理企業」という。）
 - キ 更新に係る業務のうち管路施設ストックマネジメント計画策定工を実施する者（以下「コンサルタント企業」という。）
- (2) 応募者は、複数の企業による共同企業体とし、その運営形式は、各構成員がそれぞれの業務を分担して実施する分担方式（乙型共同企業体）とする。なお、本共同企業体は出資を伴わず、各構成員はそれぞれの担当業務について責任を負うものとする。
- (3) 構成員の中から共同企業体の代表企業を定めるものとし、当該代表企業は、本プロポーザル及び優先交渉権者となった場合の本件契約手続きにおいて共同企業体を代表するほか、構成員間の調整を行うとともに、本市との協議、書類の提出及び通知の受領等を行うものとする。
- (4) 構成員の数は任意とするが、本委託を適切に履行するため、それぞれが明確な役割分担の下で責任を有する体制としなければならない。
- (5) 構成員は、他の応募者と重複して本プロポーザルに参加することはできない。
- (6) 本プロポーザルに事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条に規定する事業協同組合をいう。以下同じ。）として申請書等を提出した場合においては、当該組合員は、単体として申請書等を提出することはできない。
- (7) 本プロポーザルに事業協同組合として参加する場合は、事業協同組合として 2.5.2（応募者を構成する企業に共通の参加資格要件）に規定する資格要件を全て満たしていること。また、事業協同組合又は業務を担当する組合員のいずれかが、2.5.3（統括管理企業に係る参加資格）から 2.5.9（コンサルタント企業に係る参加資格）までに規定する資格要件を満たしていること。なお、業務を担当する組合員についても併せて 2.5.2 第 4 号に規定する資格要件を満たす者であること。

2.5.2 応募者を構成する企業に共通の参加資格要件

参加資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 国税、地方税の滞納がないこと。
- (3) 労働者災害補償保険、雇用保険、厚生年金保険及び健康保険の制度があること。
- (4) 本市から浦添市建設工事に係る指名停止等の措置に関する規程（平成 4 年 2 月 7 日訓令甲第 3 号）または浦添市物品、役務等に係る指名停止等の措置に関する規程（平成 27 年 3 月 31 日 訓令甲第 13 号）に基づく指名停止を受けている者でないこと。
- (5) 過去 3 年の間、本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって契約の相手方として不適当と管理者が認める者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、破産法（平成 16 年法律第 75 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく手続開始の申立てをしている者でないこと。又は、当該申立てがなされている場合にあっては、国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けている者であること。
- (7) 浦添市暴力団排除条例及び本市上下水道部が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（令和 4 年 4 月 1 日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第 2 条の規定によりその例によることとされた暴力団排除要綱第 3 条に定める排除対象業者（以下「排除対象業者」という。）に該当しない者であること。
- (8) 本プロポーザルに参加しようとする者との関係が、次のアからウまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する 2 者の場合をいう。ただし、親子関係又は同一の親会社を有する子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の規定による子会社をいう。以下同じ。）同士の関係において、当該子会社又は子会社の一方が会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）若しくは民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ア)親会社（会社法第 2 条第 4 号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ)親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する 2 者の場合をいう。ただし、(ア)については、当該 2 者の一方が、更生会社又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ア)一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ)一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他本プロポーザルの適正さが阻害されると認められる関係

次のいずれかに該当する 2 者の場合をいう。

(ア) 組合とその組合員

(イ) 一方の会社の代表者と他方の会社の代表者とが夫婦の関係である場合

- (9) 本業務に係る発注者支援業務の受託者（株式会社日水コンをいう。）又は当該受託者と資本面若しくは人事面において関連が認められない者であること。なお、「資本面若しくは人事面」の関連とは、次のア又はイに該当する者をいう。

ア 資本面

当該企業の発行済株式総額の 100 分の 50 を超える普通株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者

イ 人事面

当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者

- (10) 応募者が 2.5.3 から 2.5.9 までに定める要件を満たすことについては、テクリス又はコリンズの登録内容確認書、契約書、履行証明書、施工証明書、資格者証、実務経験証明書その他の客観的な資料により確認できるものとする。

2.5.3 統括管理企業に係る参加資格

統括管理企業は、本市の入札参加資格者名簿（浦添市契約検査課が所管する、工事、委託に関する競争入札参加資格者名簿のほか、浦添市上下水道部の競争入札参加資格者名簿のことをいう。以下同じ）に登録されている者であって、かつ、次の各項全てに該当する者であること。

なお、統括管理業務を複数の者により分担して実施する場合は、複数の者で次に掲げる要件を全て満たすように共同企業体を構成すること。ただし、(1) の要件については、構成員全ての者が満たしていなければならない。

- (1) 以下ア又はイに示すいずれかの入札参加資格を有する者であること。

ア 本市の入札参加資格者名簿の工事登録業種のうち、業種「土木工事」「機械器具設置」「電気」「管」のいずれかにおいて競争入札に参加する資格を有する者

イ 本市の入札参加資格者名簿の委託登録業種「土木関係建設コンサルタント」において競争入札に参加する資格を有する者

- (2) 統括管理業務に配置できる次のいずれかに該当する技術者を有する者であること。

ただし、当該技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、本プロポーザル参加申込締切日において引き続き 3 か月以上の雇用関係を有している者とする。

ア 技術士（技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）による第 2 次試験において、技術部門を上下水道部門又は総合技術監理部門（いずれも選択科目を下水道に限る。）として合格し、同法の規定による登録を受けている者。（以下「技術士（下水道）」という。）

イ 一般社団法人建設コンサルタンツ協会が実施する RCCM 資格試験において、登録部門

を「下水道」として合格し、同協会の RCCM 資格制度に基づく登録を受けている者。
(以下「RCCM (下水道)」という。)

- ウ 土木工事に関する主任技術者又は監理技術者（建設業法第 27 条の 18 第 1 項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者で、監理技術者講習修了証の交付を受けている者。以下同じ。）。
- エ 日本下水道管路管理業協会認定の下水道管路管理専門技士又は下水道管路管理主任技士の資格を有する者。
- オ 日本下水道事業団法施行令第四条第一項の第一種技術検定に合格した者で、下水道、上水道、工業用水道、河川、道路その他国土交通大臣が定める施設に関する技術上の実務に従事した経験を 3 年以上有する者（ただし、上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を 6 月以上有する者に限る）。

2.5.4 清掃及び調査企業に係る参加資格

清掃及び調査企業は、本市の入札参加資格者名簿に登録されている者であって、次に定める対象施設ごとの要件を満たす者とする。

なお、下水道施設の清掃及び調査業務を複数の者により分担して実施する場合は、複数の者で次に掲げる要件を全て満たすように共同企業体を構成すること。ただし、(1)の要件については、構成員全ての者が満たしていなければならない。

(1) 下水道施設の清掃及び調査業務を実施する者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- ア 本業務の履行に必要な建設業許可、産業廃棄物収集運搬業許可その他法令上必要な許可・登録を有すること。
- イ 本市の入札参加資格者名簿において、「土木一式」「管工事」、その他本業務の履行に必要な業種のいずれかに登録されていること。
- ウ 下水道管路管理業（公益社団法人日本下水道管路管理業協会）登録業者、又はこれと同等の業務遂行能力を有すること。
- エ 次に掲げる技術者が在職していること。
 - 1) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者（複数名在職）
 - 2) 産業洗浄技能士（複数名在職）
- オ ガス検知器（酸素及び硫化水素の濃度を測定できるもの）を所持していること。
- カ 高圧洗浄車・TV カメラ車等の特殊車輛を保持していること。
- キ 法人にあつては、事業者募集の公告日の前日において本社が沖縄県内にある者であること、若しくは支社又は営業所等を本市内に有すること。個人にあつては、事業者募集の公告日の前日において住所及び主たる事業所の所在地が沖縄県内にある者であること。

(2) 過去 10 年間に於いて、日本国内で発注された下水道管路施設の調査又は清掃（浚渫）

業務を元請として履行した実績（参加資格確認申請書提出期限までに完了しているものに限る。共同企業体で履行した場合は、代表者として履行した実績に限る。）を有すること。

（３）下水道施設の清掃及び調査業務に配置できる次のいずれかの技術者を有すること。

ただし、当該技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、本プロポーザル参加申込締切日において引き続き３か月以上の雇用関係を有すること。

ア 日本下水道管路管理業協会認定の下水道管路管理専門技士又は下水道管路管理主任技士の資格を有する者。

イ 技術士（下水道）。

ウ 下水道法施行令第 15 条各号に規定する資格を有する管路施設の維持管理業務に精通する者。

2.5.5 水路の維持管理企業に係る参加資格

水路の維持管理企業は、本市の入札参加資格者名簿に登録されている者であって、次に定める対象施設ごとの要件を満たす者とする。

なお、水路の維持管理業務を複数の者により分担して実施する場合は、複数の者で次に掲げる要件を全て満たすように共同企業体を構成すること。ただし、（１）の要件については、構成員全ての者が満たしていなければならない。

（１）水路の維持管理業務を実施する者は、次の各号の全てに該当する者とする。

ア 本業務の履行に必要な建設業許可、産業廃棄物収集運搬業許可その他法令上必要な許可・登録を有すること。

イ 本市の入札参加資格者名簿の工事登録業種のうち業種「造園」において、競争入札に参加する資格を有する者。

ウ 水路の維持管理業務に配置できる次のいずれかの技術者を有すること。ただし、当該技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、本プロポーザル参加申込締切日において引き続き３か月以上の雇用関係を有すること。

１）１級、または２級造園施工管理技士

エ 法人にあつては、事業者募集の公告日の前日において本社が沖縄県内にある者であること、若しくは支社又は営業所等を本市内に有すること。個人にあつては、事業者募集の公告日の前日において住所及び主たる事業所の所在地が沖縄県内にある者であること。

（２）過去 10 年間に於いて、日本国内で発注された公共施設の除草及び剪定業務を元請として履行した実績（参加資格確認申請書提出期限までに完了しているものに限る。共同企業体で履行した場合は、代表者として履行した実績に限る。）を有すること。

2.5.6 管路施設の維持補修企業に係る参加資格

管路施設の維持補修企業は、本市の入札参加資格者名簿に登録されている者であって、かつ、次の各項の全てに該当する者であること。

なお、管路施設の維持補修業務を複数の者により分担して実施する場合は、複数の者で次に掲げる要件を全て満たすように共同企業体を構成すること。ただし、(1)の要件については、構成員全ての者が満たしていなければならない。

(1) 管路施設の維持補修業務を実施する者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- ア 本市の入札参加資格者名簿の工事登録業種のうち業種「土木一式」において競争入札に参加する資格を有する者。
- イ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条に規定する許可を受けた建設業者であること。
- ウ 同法第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営に関する客観的事項の審査を受け、適当と認められた建設業者であり、経営事項審査が有効期間内（審査基準日が令和 6 年 5 月 31 日以降）であること。
- エ 申請する業種について、前号の結果通知書における総合評定値（P）があること、かつ年間平均（2 年又は 3 年）完成工事高があること。
- オ 法人にあつては、事業者募集の公告日の前日において本社が沖縄県内にある者であること、若しくは支社又は営業所等を本市内に有すること。個人にあつては、事業者募集の公告日の前日において住所及び主たる事業所の所在地が沖縄県内にある者であること。
- カ 管路施設の維持補修業務に配置できる次のいずれかの技術者を有すること。ただし、当該技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、本プロポーザル参加申込締切日において引き続き 3 か月以上の雇用関係を有すること。
(ア) 1 級、または 2 級土木施工管理技士の資格を有する者

2.5.7 ポンプ場の維持管理企業に係る参加資格

ポンプ場の維持管理企業は、本市の入札参加資格者名簿に登録されている者であってかつ、次の各項の全てに該当する者であること。

なお、ポンプ場の維持管理業務を複数の者により分担して実施する場合は、複数の者で次に掲げる要件を全て満たすように共同企業体を構成すること。ただし、(1)の要件については、構成員全ての者が満たしていなければならない。

(1) ポンプ場の維持管理業務を実施する者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- ア 本市の入札参加資格者名簿において「機械器具設置」「電気」、その他本業務の履行に必要な業種のいずれかに登録されていること。
- イ 下水道処理施設維持管理業者登録規定（昭和 62 年建設省告示第 1348 号）第 2 条の規定に基づき、国土交通省に備える下水道処理施設維持管理者登録簿に登録されて

いる者であること。

ウ 次に掲げる全ての業種において、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく許可を受けていること。

（ア）管工事

（イ）電気工事

（ウ）機械器具設置工事

（２）過去 10 年間に於いて、日本国内で発注された排水能力 4.5 m³/分（1 施設当たり）以上の排水施設の運転管理及び保守点検業務を元請として履行した実績（参加資格確認申請書提出期限までに完了しているものに限る。共同企業体で履行した場合は、代表者として履行した実績に限る。）を有すること。

（３）令和 3 年 4 月 1 日以降に履行期間のある契約について、国又は地方公共団体との間に、ポンプ等回転機器類の分解整備等修繕において契約金額が 50 万円以上の契約を締結し、履行した実績があること。

（４）ポンプ場の維持管理業務に配置できる次の全ての技術者を有すること。ただし、当該技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、本プロポーザル参加申込締切日において引き続き 3 か月以上の雇用関係を有すること。

ア 日本下水道事業団の第 3 種技術検定合格者又は日本下水道事業団の下水道管理技術認定試験（処理施設部門）合格者。

イ 第 1 種電気工事士（複数名在職）。

ウ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者（複数名在職）。

エ 乙種第 4 類危険物取扱者。

2.5.8 ポンプ場の電気保守管理企業に係る参加資格

ポンプ場の電気保守管理企業は、本市の入札参加資格者名簿に登録されている者であつてかつ、次の各項の全てに該当する者であること。

なお、ポンプ場の電気保守管理業務を複数の者により分担して実施する場合は、複数の者で次に掲げる要件を全て満たすように共同企業体を構成すること。ただし、（１）の要件については、構成員全ての者が満たしていなければならない。

（１）本市の入札参加資格名簿の「機械器具設置」「電気」、その他本業務の履行に必要な業種のいずれかに登録されていること。

（２）電気事業法施行規則第 52 条の 2 に適合する業者であること。

（３）本社を浦添市又は浦添市に隣接する市町に有すること。

2.5.9 コンサルタント企業に係る参加資格

コンサルタント企業は、本市の入札参加資格者名簿に登録されている者であつてかつ、次の各項の全てに該当する者であること。

なお、管路施設ストックマネジメント計画策定工を複数の者により分担して実施する場合は、複数の者で次に掲げる要件を全て満たすように共同企業体を構成すること。ただし、（１）の要件については、構成員全ての者が満たしていなければならない。

（１）更新に係る業務のうち管路施設ストックマネジメント計画策定工を実施する者は、次の各号の全てに該当する者とする。

ア 本市の入札参加資格者名簿の「土木関連建設コンサルタント」において競争入札に参加する資格を有する者。

イ 建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年建設省告示第 717 号）第 5 条の規定に基づく登録を受けていること。

（２）過去 10 年間に於いて、日本国内で発注されたストックマネジメント実施方針又は計画策定業務（管路施設）を元請として履行した実績（参加資格確認申請書提出期限までに完了しているものに限る。共同企業体で履行した場合は、代表者として履行した実績に限る。）を有すること。

（３）管路施設ストックマネジメント計画策定工に配置できる次のいずれかの技術者を有すること。ただし、当該技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、本プロポーザル参加申込締切日において引き続き 3 か月以上の雇用関係を有すること。

ア 技術士（下水道）。

イ RCCM（下水道）。

ウ 下水道法施行令第 15 条各号に規定する資格を有する管路施設ストックマネジメント計画策定業務に精通する者。

2.5.10 参加資格確認基準日

参加資格確認基準日は、申請書等の提出期限の最終日とする。

2.6 参加資格が無いと認めた者に対する理由の説明

（１）参加資格がないと認めた旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 7 日（休日を含まない。）以内に、本市に対して参加資格がないと認めた理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

（２）本市は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 5 日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

第3章 契約の締結等に関する事項

3.1 契約に関する留意事項

3.1.1 契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置

本件契約書及び協定書等の解釈について疑義が生じた場合、本市と優先交渉権者は誠意をもって協議する。

3.1.2 契約に要する費用

本件契約に要する費用は、全て優先交渉権者の負担とする。

3.1.3 契約保証金

[浦添市契約規則第6条](#)の規定による。

3.2 想定されるリスクの責任分担

本事業におけるリスク分担の基本的な考え方は、適正にリスク分担を行うことにより、より効率的で質の高いサービスの提供を目指すものである。本事業の実施に際して想定されるリスク及び当該リスクに対する責任分担は、要求水準書の【別紙12】（リスク分担表（案））による。本方針では案として示しているため、事業者募集の公告時に示す要求水準書では変更になる場合がある。以下は、本市がリスクを負担することがある場合等を列挙する。なお、個別のリスクにおける具体的な分担内容については以下に記載する内容を基本とする。

3.2.1 不可抗力

本市及び事業者のいずれの責めにも帰すべからざる暴風、洪水、高潮、地震、戦争、テロ、暴動、放射能汚染、放火等本事業等の実施に直接かつ不利な影響を与える本件契約に定める一定の要件を満たした事象（以下「不可抗力事象」という。）が生じた場合又は発生のおそれがある場合、事業者は直ちにその内容を本市に通知・連絡する。また、事業者は適切な初動対応を行う。緊急対応が必要な場合には、災害時維持修繕協定に基づいて事業者が自らの判断により臨機の措置を取るものとし、かかる措置を取った場合、速やかに本市に報告するものとする。

本市及び事業者は、各々が所掌する施設での被害状況を共有し、施設に被害が発生している場合は、施設の復旧や処理の継続等について協議の上、必要な対応を行う。不可抗力事象により生じた被害の復旧に係る費用については、災害時維持修繕協定に基づき原則として本市が実費精算により負担する。ただし、事業者による設計の不備又は工事施工の粗漏に起因して生じたと認められるもの、及び維持管理の義務を怠ったことに起因して

生じたと認められるものについては事業者の負担とする。

3.2.2 事業開始に伴う対象施設等の確認及び使用

- (1) 本市及び事業者は、本件契約締結日の翌日から本事業開始日までの間において、対象施設等の性状、規格、機能、数量等について、双方で確認するものとする。この確認の方法等については、要求水準書に定めるものとする。なお、対象施設等の確認に係る費用は、各自これを負担するものとする。
- (2) 事業者は、本事業の実施を目的として、対象施設等を使用することができるものとする。
- (3) 対象施設等について、善良なる管理者の注意を以って、これを使用し、又は保存し、若しくは管理しなければならない。
- (4) 第1項による確認の結果、対象施設等に重大な契約不適合があるときは、事業者は本市に対して、相当の期間を定めてその契約不適合の修補を請求することができるものとする。ただし、契約不適合が軽微である場合は、この限りではない。
- (5) 事業者は、前項にかかわらず、事業開始日から1年以内に、既存の対象施設等に重大な契約不適合を発見したときは、前項に定める措置を講ずることができるものとする。

3.2.3 契約終了時の対象施設等の確認

- (1) 本件契約が終了するときは、本市及び事業者が協力の上、対象施設等（事業期間中に、対象施設が追加又は変更された場合は、当該追加又は変更を含む。）の健全性について確認するものとする。この確認の方法等については、要求水準書に定めるものとする。
- (2) 対象施設等の確認に係る費用は、各自これを負担するものとする。
- (3) 第1項に定める対象施設等の確認は、事業期間満了による本件契約終了のときは、本事業終了日までに完了するものとし、本件契約解除に伴う本件契約終了のときは、本市及び事業者が協議の上、確認時期及び期間等について定めるものとする。
- (4) 前項による確認の結果、対象施設等に重大な契約不適合があるときは、本市は事業者に対して、相当の期間を定めてその契約不適合の修補を請求することができるものとする。ただし、契約不適合が軽微である場合は、この限りではない。
- (5) 本市は、前項にかかわらず、本件契約終了日より1年以内に、既存施設等に重大な契約不適合を発見したときは、前項に定める措置を講ずることができるものとする。

3.2.4 法令等変更

本事業期間中に下水道事業に適用され、事業者に不利な影響を及ぼす国の法令及び政策等の変更により本件契約に定める一定の事由（以下「法令等変更」という。）が生じた場合、本市及び事業者が生じた損失は各自が負担する。ただし、法令等変更に対応するために新たな設備投資が必要となる場合、当該設備投資に係る費用は本市が負担する。法令

等変更により本事業等への重大な影響が見込まれる場合には、事業者は本市に対し、必要な対応について協議を申し出ることができるものとする。

3.2.5 条例等変更

本事業期間中に、下水道事業のみに適用され、事業者に不利な影響を及ぼす条例及び本市の計画等の変更により本件契約に定める一定の事由（以下「条例等変更」という。）が生じた場合、本市は、事業者が生じた損失を補償する。ただし、規定に従い事業者収受額の見直しを行うことにより事業者が生じる損失を補填できる場合、本市は、事業者が生じる損失の補償を行わないものとする。条例等変更により本事業等への重大な影響が見込まれる場合には、事業者は本市に対し、必要な対応について協議を申し出ることができるものとする。

3.2.6 賃金水準又は物価の変動

本市及び事業者は、事業期間内において、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により契約金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対して契約金額の変更を請求することができる。なお、詳細については、事業実施契約書に示す。

3.2.7 国補助金制度の変更等

国補助金制度が変更される場合においては、本市及び事業者は協議の上、本件契約の継続等に向けた措置を講ずる。国補助金等の要望額に対して交付額が相違する場合においては、本市及び事業者は、協議の上で計画の見直し等を行い、交付額に応じた事業の実施を原則として行う。

3.2.8 第三者損害

既存施設の存在そのものにより、近隣住民等に損害を及ぼす施設由来の第三者損害のリスクは本市の負担とする。

3.2.9 本市が遂行する業務に起因する事象

本市が遂行する業務に起因する事業者の業務遂行の中断及び不能並びに施設・設備の損傷等のリスクは本市の負担とする。

第4章 事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

4.1 本事業の前提条件

本事業特有の条件のうち主なものを以下に記載する。本事業の応募者は、当該内容を了承した上で、参加表明書を提出するものとする。また、これら条件に関し事業者には課される具体的な権利及び義務等については、事業実施契約書、要求水準書及び関連資料集等において明らかにする。なお、事業者は本件契約等において別段の定めのある場合を除き、本事業等の実施に係る一切の責任を負う。本事業の業務範囲については要求水準書に記載のとおりであり、以下に記載されていないことを理由に、事業者が責任を免れることはしないものとする。

4.1.1 本市が実施する業務への協力

業務に関連して本市から要請があった場合は、事業者は本市に協力するものとする。また、本市の職員は、執務のために必要な範囲で対象施設に出入りすることができるものとする。

4.2 対象事業におけるサービスの水準

事業者は、本市と日常的な連絡・調整を図りながら対象施設の維持管理を行い、要求水準書に示す性能規定を満足するものとする。

4.3 実施状況のモニタリング

事業者が本件契約等に定められた業務を適正かつ確実に履行し、要求水準を達成しているか否かを確認するとともに、事業者によるセルフモニタリングに加え、月に1回定例会を開催し、本市による管理者モニタリングを行う。なお、詳細は要求水準書及びモニタリング基本方針に示す。

4.4 要求水準違反時の措置

事業者の責めに帰すべき事由により要求水準を遵守できない場合は、本市は事業者に対し当該違反の是正に必要な改善措置を請求できるものとする。

本市の改善措置請求にもかかわらず、事業者において改善が見込まれない場合は、要求水準違反が発生したものとみなし、別途定める基準に基づき、契約金額の減額又は要求水準違反違約金その他必要な措置を講ずる場合がある。

4.5 保険

事業者は、その他に本事業実施の安定性の確保に必要と考える保険を自らの判断で適宜付保するものとし、付保した保険契約の内容及び保険証書の内容については、本市へ通知す

るものとする。

第5章 対象施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

5.1 対象施設の概要

本事業の対象施設の概要を表 5-1 に示す。なお、対象施設の数量及び所在地等の詳細事項は、要求水準書に示すとおりである。

表 5-1 主な対象施設の概要

施設区分	施設名称	対象数量	所在地
管路施設	管路（污水）	約 260km	処理区全域 （整備済み区域に限る）
	管路（雨水・その他水路）	雨水：約 40km その他水路： 約 15km	
ポンプ場	前田中継ポンプ場（伊佐浜処理区）	1 施設	前田 792-4 番地
	城間中継ポンプ場（伊佐浜処理区）	1 施設	城間 2018-4 番地
	牧港中継ポンプ場（伊佐浜処理区）	1 施設	牧港 941-77 番地
	西洲中継ポンプ場（那覇処理区）	1 施設	西洲二丁目 12 番地
	西原中継ポンプ場（伊佐浜処理区）	1 施設	字前田 1727-4 番地
	港川中継ポンプ場（伊佐浜処理区）	1 施設	港川 512-10 番地
マンホール ポンプ場	牧港、西原第 2、港町、当山、経塚、港川 サンハイツ、内間、城間、仲西、当山小、 港川	11 箇所	処理区全域 （整備済み区域に限る）

第6章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

6.1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、以下のとおり本件契約を終了するものとする。この場合、事業者は本市の指定する者に対し本事業の引継ぎを行う義務を負うものとする。なお、個別の本件契約終了事由における具体的な損害等の分担内容については、以下に記載する内容を基本とし詳細については事業実施契約書に示す。

6.1.1 事業者事由解除

(1) 解除事由

事業者が本件契約上の義務に違反する等本件契約に定める一定の事由が生じたときは、本市は、当該事由に応じ、催告をして一定の治癒期間を設けた上で、又は催告を経ることなく、本件契約を解除することができる。財務状況の著しい悪化、その他事業者の責めに帰すべき事由により、本事業の継続が困難と合理的に判断される場合は、本市は本件契約を解除することができる。

(2) 解除後の措置

本市は事業者に対し、事業者収受額のうちの残余の存続期間に対応する部分の返還を求めることができる。事業者は本市に対し、本件契約に定める契約解除違約金（契約解除の原因となった事由により本市に生じた損害が当該金額を超えるときは、その金額）を支払う。また、本市の責めに帰すべき事由により事業者に生じた損害がある場合は、事業者の支払額からこれを控除する。

6.1.2 本市事由解除又は終了

(1) 解除又は終了事由

事業者は、本市の責めに帰すべき事由により、一定期間、本市が本件契約上の重大な義務（リスク負担に関する事項を含む）を履行しない場合、又は、本件契約の履行が不能となった場合は、本件契約を解除することができる。本市は、公益上やむを得ない必要が生じたときは、事業者に対し、6か月以上前に通知することにより本件契約を解除することができる。本市が対象施設の所有権を有しなくなったときは、当該対象施設に係る本事業との関係においてのみ本件契約を終了するものとする。

(2) 解除又は終了後の措置

本市は事業者に対し、事業者収受額のうちの残余の存続期間に対応する部分の返還を求めることができる。本市は事業者に対し、本件契約に定める契約解除違約金（契約解除又は終了の原因となった事由により事業者に生じた損害が当該金額を超えるときは、その金額）を支払う。また、事業者の責めに帰すべき事由により本市に生じた損害がある場合は、本市の支払額からこれを控除する。

6.1.3 不可抗力解除又は終了

(1) 解除又は終了事由

不可抗力事象により対象施設全てが滅失したときは、本件契約は当然に終了する。不可抗力事象を原因とする事業継続措置が行われる場合であって、本事業の復旧スケジュールを策定、承諾することができない場合、又は、復旧スケジュールに基づく本事業の再開が不可能若しくは著しく困難であることが判明した場合、本市は本件契約を解除する。

(2) 解除又は終了後の措置

本市は事業者に対し、事業者収受額のうちの残余の存続期間に対応する部分の返還を求めることができる。事業者は本市との協議の結果に従い、当該不可抗力事象により本市及び事業者が生じた損害は各自が負担し相互に損害賠償は行わない。

6.1.4 法令等変更解除

(1) 解除事由

法令等変更により事業者が本事業等を継続することができなくなったときは、本市又は事業者は本件契約を解除することができる。

(2) 解除後の措置

本市は事業者に対し、事業者収受額のうちの残余の存続期間に対応する部分の返還を求めることができる。法令等変更により本市及び事業者が生じた損失は各自が負担し相互に損害賠償は行わない。なお、本市事由解除又は終了、不可抗力解除又は終了及び法令等変更解除に関しては、本事業のうち、一部のみ解除されることがありうるものとし、解除の対象や条件等は両方で協議する。本事業のうち、一部について本件契約の解除が生じた場合、本市は、事業者に対し、事業者収受額のうちの残余の存続期間に対応する部分の返還を求めることができる。

第7章 その他本事業の実施に関し必要な事項

7.1 本事業に関連する事項

7.1.1 県内・市内業者の活用

事業者は、積極的に、本市の入札参加資格者名簿に記載されている県内・市内業者（県内・市内に本社、本店又は建設業法に規定する主たる営業所を有する企業をいう。）を活用し、施設の維持管理業務及び更新に係る業務の再委託等、県内・市内人材の雇用並びに物品又は消耗品等の資材調達を積極的に行うものとする。また、「沖縄県リサイクル資材評価認定制度」にて認定を受けた資材（ゆいくる材）を積極的に使用する。

また、これらの取組に係る合計額については、技術提案書において具体的な目標値を設定するものとし、業務遂行に当たっては、当該目標値の達成に努めるものとする。

なお、県内業者が下請又は再委託先として契約した金額については、県内企業以外の事業者から最初に行われる再委託等に係る契約金額を算定対象とするものとし、契約の階層については、重複して算定しないことを条件とする。

7.1.2 本事業等の実施に関して使用する言語及び通貨

本事業等の実施に関して使用する言語は日本語、通貨は円とする。

7.1.3 本事業に係る情報提供

本事業等に関する情報提供は、本市のホームページにおいて行う。

7.1.4 予算措置

本事業における予算措置は、債務負担行為を定めるよう手続きを進めるものとする。

7.1.5 応募者が1社のみであった場合の取扱い

本事業に対する応募者が1者のみであった場合は、第2章の2.1（事業者の選定方法）に基づき、応募者の審査を行い、優先交渉権者とするものの可否を決定する。

7.1.6 公募プロポーザルの中止等

不正な行為等により本プロポーザルを公正に執行できないと認められる場合、若しくは、競争性を確保し得ないと認められる場合は、本プロポーザルの執行延期、再募集告示又は中止等の対処を図る場合がある。

7.2 実施方針（案）に関する質問の受付等

7.2.1 質問・意見の受付

実施方針（案）の公表後、質問・意見を以下のとおり受け付ける。

受付期間	実施方針（案）の公表から令和8年11月27日（金）まで
受付方法	上記期間に、電子メールによる送信のみを受け付けるものとし、電話等による問い合わせには応じない。 なお、電子メール送信後、令和8年11月27日午後4時までに返信が無い場合は、速やかに問い合わせ先に連絡すること。
質問書の様式	「（様式1）実施方針等に関する質問書」に記入の上、添付ファイル（Excel形式）として電子メールにて送信すること。
電子メールの件名	電子メールの件名は【（□□）水の官民連携事業の実施方針に関する質問書】とすること。ただし、『□□』は質問者の企業名とする。
提出先及び電子メール到着確認に関する問い合わせ先	浦添市上下水道部工務課 担当 住所：〒901-2114 沖縄県浦添市安波茶1-1-3 電話：098-877-0431 電子メール：gsui@city.urasoe.lg.jp 担当者：池村、伊村

7.2.2 質問・意見の回答

質問に対する回答については下記要領にて回答する。電話や窓口等での直接回答は行わないので留意すること。

回答日（予定）	随時、回答を公表するが、最終回答期限は令和8年12月4日とする。
回答の方法	浦添市上下水道部ホームページに質問回答を掲載する。